

あか

明るくあしたのために

～部落差別解消推進法※ができました～

あなたとかんがいっしょに考えたい



目次

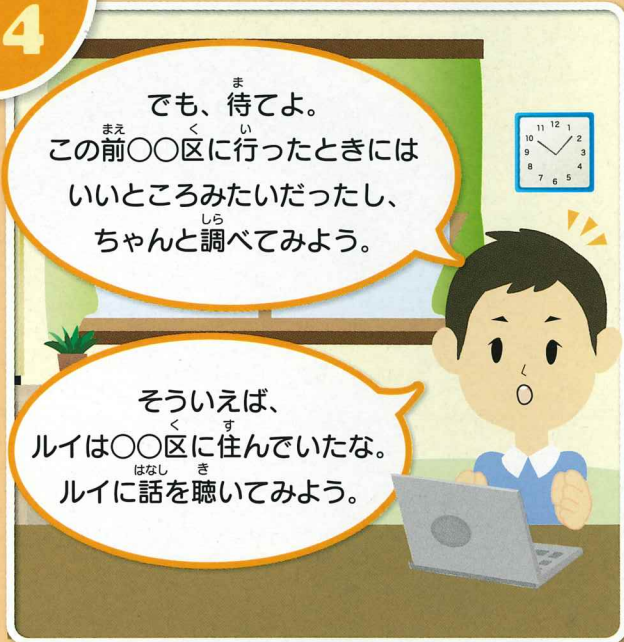
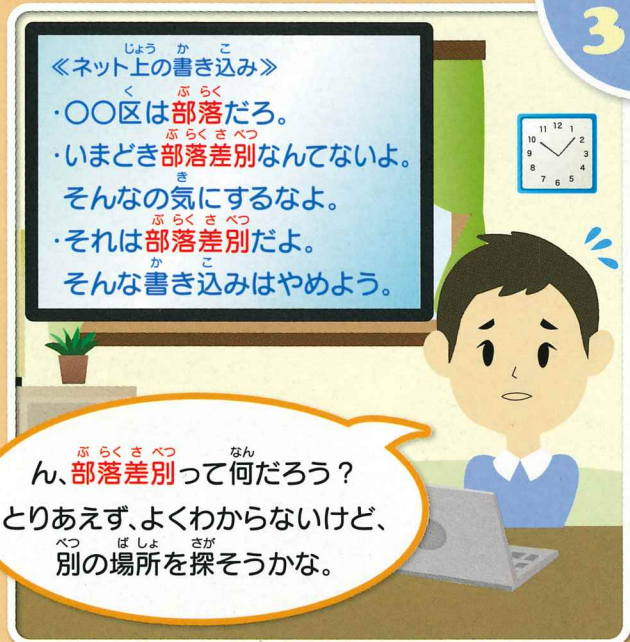
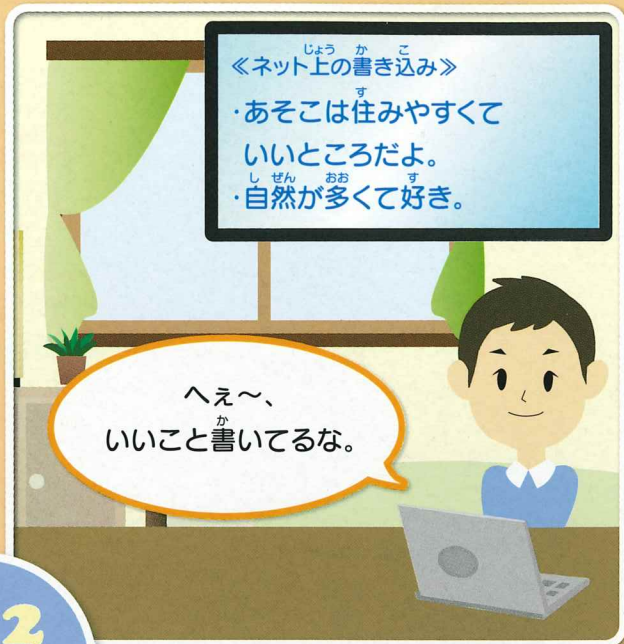
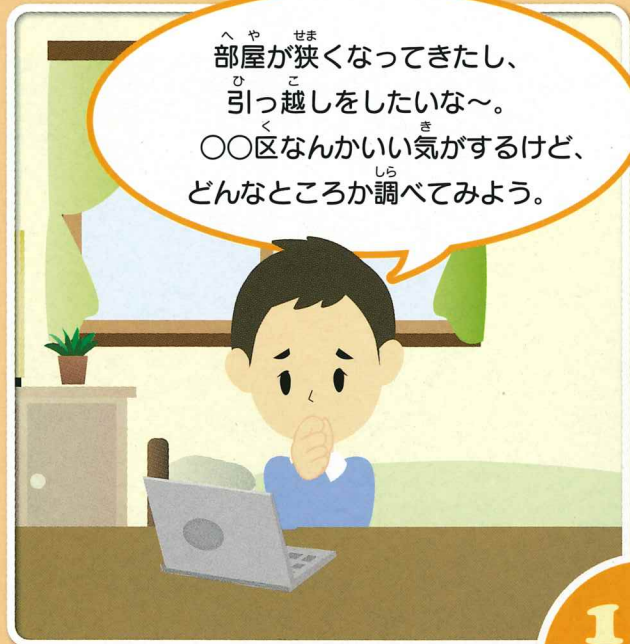
- P1～2…… 部落差別との出会い～インターネット上において～
- P3～4…… 7つの立場
- P5～6…… 部落差別解消推進法って、どんな法律？

7月は同和問題
啓発強調月間です

※2016年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」の略称です。

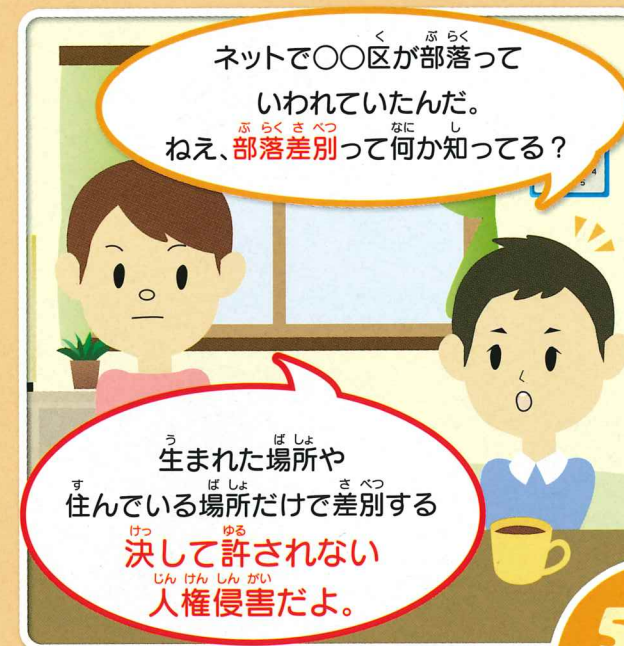
部落差別との出会い ~インターネット上において~

カオルさんは、インターネットを使って引っ越し先を探しています。



引っ越し先を探していて、たまたま「部落差別」という言葉に出会ったカオルさんですが、意味がよくわからない言葉を前に不安になっています。

翌日…カオルさんは、友だちのルイさんに〇〇区についてたずねています。



ルイさんが言う、差別の問題を考える際の「7つの立場」とは、どのようなものなのでしょうか？

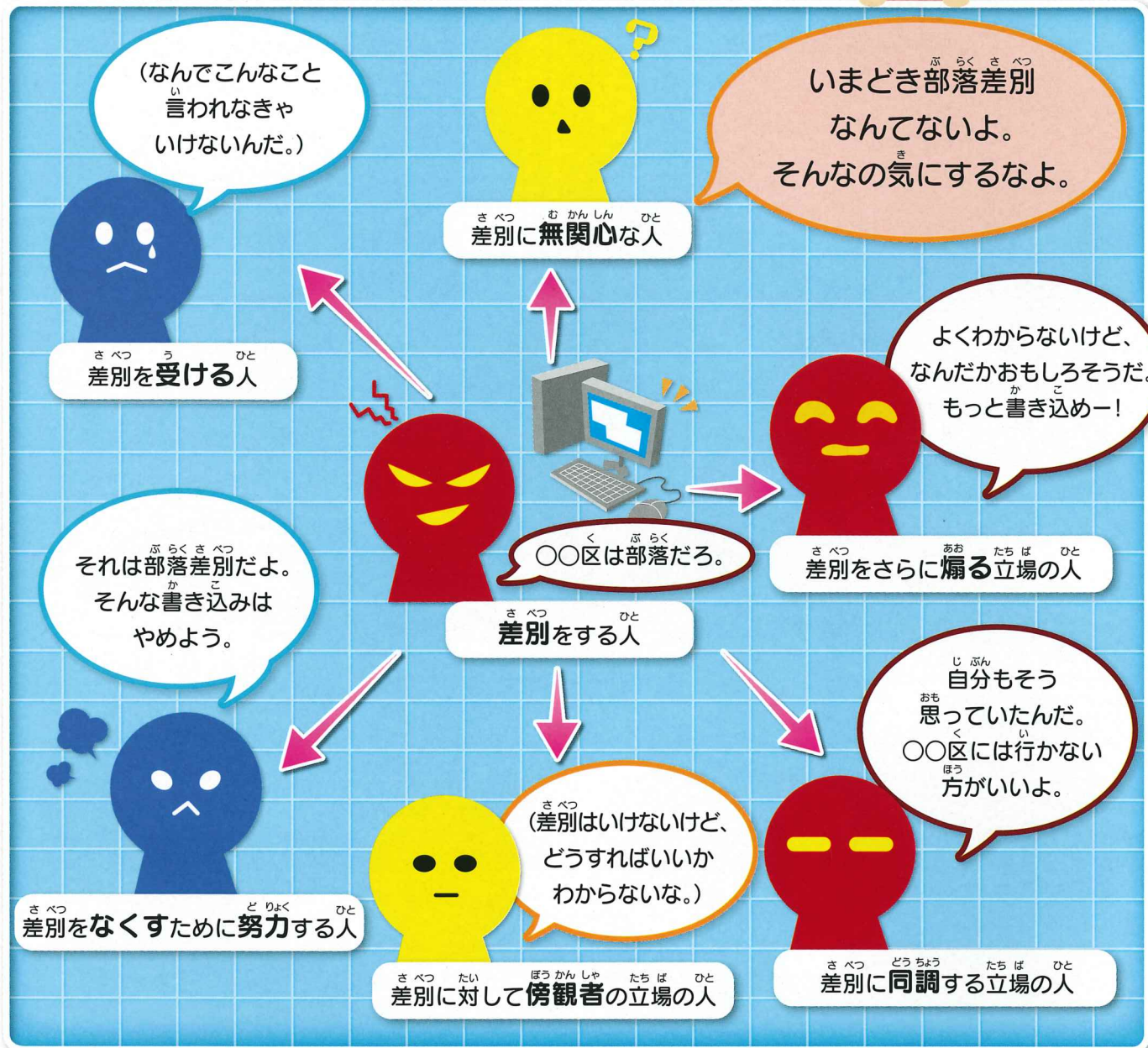
部落差別と同和問題

部落差別とは、その人の人間性や能力に関係なく、生まれた場所や住んでいる場所のことだけで差別をすることであり、差別を受ける人を精神的にも経済的にも厳しい状況に追い込む決して許されない人権侵害です。

同和問題とは、部落差別の結果生じる重大な人権問題のことをいい、その早急な解決はわたしたち一人ひとりの責務です。

7つの立場

たとえば、インターネット上の書き込みについて考えた時には、
下図のような7つの立場の人たちがいるんだよ。



なるほど。自分が見た掲示板でも、いろいろな立場の人がいたよ。

さべつ 差別をする人だけではなく、それ以外の立場の人たちも重要なんだよ。

差別をする人や、差別を受ける人だけの問題ではないの？

差別は、差別をする人以外の立場の人たちが、差別をなくそうとしなければ
なくならないんだ。
カオルは、自分はどの立場にいると思う？

自分は、悪気はなかったけど、無関心な立場になるのかな。

そうだね。
知らないことは恥ずかしいことではないよ。でも、理不尽な理由で差別を受けて傷つき悲しんでいる人がいるということを知ったとき、
どう行動するかが重要なんだよ。

つまり、気づいたときにどう行動するかが重要なんだね。でも、どう行動すればいいんだろう？

実は、今まで差別を温存・助長していた人たちが差別をなくそうと努力をする人になれば、
差別はなくすことができるんだよ。

そうか！

カオルが見た書き込みからもわかるように、悲しいことだけど、部落差別はなくなってないんだ。
そこで、国は部落差別解消推進法という法律を作ったんだよ！

ぶ らく さ べつ かい しょう すい しん ほう ほう りつ
部落差別解消推進法って、どんな法律？

1

部落差別解消推進法って、どんな法律なの？

部落差別のない社会を実現することを目的とした法律なんだ。

2

差別をなくすために活動している多くの人たちの頑張りがあって作られたんだ。

国は法律を作って差別をなくそうとしているんだね！

3

そう。この法律では、国や市町村に、相談体制づくりや教育・啓発を行うことを求めているんだよ。

自分は何もなくていいのかな？

4

まずは、正しい知識を身に付けて、誤った判断をしないことが大切だよ。

5

どうやって正しい知識を身に付けることができるかな？

いろんな研修会やイベントをやっているよ。今度いっしょに参加しよう！

6

参加すると、人とのつながりもできて楽しいよ。

つながりか～。いっしょに何かをするとわかりあえることがたくさんあるもんね。

那珂川町では、地域の方々、団体、学校、行政が力を合わせてあらゆる差別をなくすために、いろんなイベントや研修会をやっているんだよ。すべて入場は無料なんだ。

へえ～、知らなかったよ。たくさんの人が参加しているんだね！

5月 恵子児童館 子どもまつり

10月～各区公民館 人権問題研修会

7月 同和問題講演会

12月 人権フェスタ なかがわ

わたしたち一人ひとりにできること...それは、
 偏見や誤った情報を鵜呑みにせず、正しく知り、相手の気持ちを考え、
差別はしない・させない・許さないことですよ。
 さあ、行動しましょう！明るいあしたのために！！

部落差別の解消の推進に関する法律(抜粋)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念のっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

※部落差別解消推進法は、全六条から構成されており、第二条では法の基本理念について、第三条では国と地方公共団体の責務について、第四条では相談体制の充実について、第五条では教育及び啓発について、第六条では部落差別の実態に係る調査について記載されています。

全文は下記URLでご確認ください。
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/burakusabetsu-2016.html>



QRコード

那珂川町の取り組み

「人権を尊重し、学び、輝くまちづくり」

福岡県・各市町村では、毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定めて、同和問題の早期解決に向けた啓発活動を展開しています。

え こ し どう かん こ

恵子児童館子どもまつり

人権を大切にすることを育てるために、子どもの健全育成を支援する団体などで実行委員会を組織し、開催しています。遊びのコーナー・体験コーナー・竹細工コーナーなど楽しいことが盛りだくさんです。

【と き】 毎年5月第4土曜日 【ところ】 恵子児童館、町民体育館、福岡県立福岡学園



5 月

同和問題啓発強調月間

駅・スーパーなどでの街頭啓発や、研修会、啓発冊子の発行などを行っています。

同和問題講演会

同和問題啓発強調月間の取り組みの一環として、住民の皆さまを対象に講演会を開催しています。

【と き】 毎年7月の日曜日 【ところ】 ミリカローデン那珂川



7 月

各区公民館人権問題研修会

人権が大切にされる地域づくりを目指し、各区公民館において、人権問題研修会を開催しています。

人権週間

法務省と全国人権擁護委員連合会は、世界人権宣言にちなみ、12月4日～10日を人権週間と定めて、人権尊重のための啓発活動を全国的に展開しています。

人権フェスタなかがわ

人権週間の一環として、町民組織である人権フェスタなかがわ実行委員会を組織し、開催しています。人権劇やコンサート、人権作品の展示、バザー、スタンプラリーなども盛りだくさんです。

【と き】 毎年12月の人権週間中の日曜日

【ところ】 ミリカローデン那珂川、ふれあいこども館



10 月
から

12 月

人権に関する相談窓口

福岡法務局 筑紫支局 922-2881

那珂川町人権センター 953-0159

那珂川町人権政策課 953-2211 (代表)
408-8051 (直通)

那珂川町教育委員会社会教育課 952-2092